

長 建 協 発 第 3 4 9 号
平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

最近の我が国中小企業・小規模事業者の業況を見ますと、2013年以降、着実に改善を続けておりますが、資源価格が高止まりしている状況の中、最近の急速な円安の進展も相まって、原材料・エネルギーコストの増加が、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益を強く圧迫していることが懸念されます。

下請中小企業者と親事業者との取引対価の決定方法については、下請中小企業振興法第三条に基づく振興基準(下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準、以下「振興基準」という。)第4において、材料費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益に含み、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとされております。また、親事業者による一方的な価格設定などの買いたたきや減額などは、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)においては、禁止行為として規定されているところであります。

つきましては、現下の状況を踏まえ、振興基準や下請代金法の趣旨に照らし、適切な価格決定がなされますよう、別添のとおり全建を通じ国土交通大臣及び経済産業大臣より要請がまいっておりますのでご協力方よろしくお願い申し上げます。